事務局長

皆様、おはようございます。

秋作業はこれから本格化してくるということで、公私とも大変お忙しい中、会議に ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、皆様ご存じのとおり、去る8月10日に伊藤徳則推進委員がご逝去されました。改めて、ご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

次に、欠席の届出ですが、19番、鈴木正雄委員から出ております。それから、7番の伊藤裕樹委員は、連絡はちょっとございませんが、まだ到着しておりませんので、この後、到着されるかと思います。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第16回大仙市農業委員会総会を 開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回8月6日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付 しております第16回総会までの業務報告書をご覧願います。

初めに、8月6日ですが、第15回農業委員会総会を委員21名、推進委員3名の出席をいただき、大仙市史跡のせんぼく「さくまろ館」において開催しております。

8月26日には、令和3年度第2回農業委員会役員会を、会長、会長職務代理、ほか役員合わせて計8名の出席をいただきまして、神岡庁舎の2階情報活動室で開催しております。

現在、欠員となっております大曲2番の推進委員の募集や非農地証明に関する要領、その他要綱等の改正等についてご協議いただいております。

8月30日には、広報専門委員会を委員10名の出席をいただき神岡庁舎2階情報活動室において開催しております。10月1日発行の農業委員会だより第21号の掲載内容につきまして、ご協議いただいております。

その他につきましては、資料のとおりとなっておりますので後ほどご確認をいただきたいと思います。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議 ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、11番、泉芳博委員、12番、佐藤敏光委員の両名を議事録署名 委員に指名いたします。

議長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年9月8日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

11ページ、8番をご覧ください。

農地の所在は、土川○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田9筆、畑2筆、合計面積○○○○平方メートルです。

3条使用貸借権の新規設定です。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、80歳。

借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、72歳です。

設定期間は10年となっております。

申請理由といたしまして、〇〇〇さんは、後継者である息子さんに経営移譲しておりましたが、息子さんが亡くなられました。〇〇〇さんは、高齢であることからこれから耕作する意思はなく、経営移譲年金を継続して受給したいと考え、小作料は無償でも構わない旨を近隣の耕作している〇〇さんに伝え、使用貸借権を設定するものです。

22ページ、16番をご覧ください。

農地の所在は、大仙市払田○○○○○○、地目が田、面積○○○○平方メートル、1筆です。 売買による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、72歳。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、72歳です。

売買価格は総額○○○円、10アール当たり約○○○○○○円です。

申請理由といたしまして、○○さんは仕事を子供に譲り、時間的にも余裕ができたことから新規に農業をしたいと考えました。○○さんと○○さんは義理の兄弟で、○○さんの父から生前、農地を分けてもらえる話をされていたことを双方が覚えていたので、これを機に○○さんは農地を取得したいと考えたものです。売買単価が安いのは、これまでの経緯から無償ではなく売買でという両者で話し合い、総額○○○円で話がまとまったものです。

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました2件のほかに交換2件、無償所有権移転2件、使用貸借権設定の新規1件、更新12件がございます。

22ページから28ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

14番を除き、農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

なお、14番につきましては、農地法第3条第2項第2号の農地所有適格法人以外の法人の権利取得に該当しますが、農地法第3条第3項の各号に該当することから許可相当と考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

29ページ、1番を説明します。

資料は1ページ、2ページとなります。

転用する農地は、長野〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。

申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

駐車場及び資材置場を設置するための転用です。

申請理由につきましては、申請人は施設整備業を営む会社の役員であり、会社が使用している駐車場と資材置場が手狭な上、道路から奥まったところにあるため不便なことから自己所有地を整備の上、会社が無償で使用するものであります。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は宅地と雑種地に囲まれた狭隘農地であることから第2種農地に区分されます。

申請地については、会社に近接していることから、効率的に使用できると考えられ、立地場所等を 含め許可要件を満たしていると思われます。

また、第1種農地の許可基準である農地法施行規則第33条第4号により駐車場、資材置場は業務 上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、立地基準を満たしているものと判 断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、この案件は、令和3年7月8日開催の第14回農業委員会総会で農振除外案件として同意いただいております。

議長

事務局からの説明が終わりました。

これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 案件1番についてお願いします。

玉井委員

2番、玉井です。

8月27日に現地のほうを確認してきました。

事務局の説明のとおり、周りの環境に対して支障を来さないことを確認しましたので、よろしくご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

30ページ、1番、2番をご覧ください。

関連がありますので、併せてご説明いたします。

位置図、平面図につきましては、資料3、4ページになります。

賃貸借による一時転用です。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外1名です。

申請理由につきましては、砂利採取によるもので1番が砂利採取場、2番が表土置場になります。申請期間については、許可日から1年間です。

賃借料につきましては1番が1平方メートル当たり $\bigcirc\bigcirc$ 円、2番が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円となっています。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内の農地であることから、原則許可できませんが、農地法施行令第11条第1項第1号により一時的に砂利採取のため使用されるもので、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

30ページ、3番を説明いたします。

資料は5ページ、6ページとなります。

転用する農地は、大仙市強首〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇平方メートル、1筆です。 使用貸借権案件です。

借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。

申請理由といたしまして、借受人は現在、両親宅に兄家族と共に9人で同居しており、手狭になってきたことから、隣接する父が所有する申請地を無償で借り受け、住宅の新築を計画したものです。 設定期間は許可日から30年。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地は10ヘクタール以上の農地の区域にあることから、第1種農地に区分されます。第1種農地は原則許可できませんが、この一般住宅の新築の案件については、日常生活上必要なもので集落に接続して設置されることから許可要件を満た

しているものと判断しております。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第5条第2項に規定する許可要件を満たしているものと判断いたします。

本案件につきましては、令和3年7月8日開催の農業委員会総会におきまして、農業振興地域からの除外について同意をいただいた案件になっております。

なお、担当である伊藤委員は本日欠席されておりますが、大友推進委員と共に現地確認を行い、問題ない旨確認いただいております。

31ページの4番を説明します。

資料は次ページ、7ページ、8ページとなります。

賃貸借による一時転用の案件です。

農地の所在は、下鴬野〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田1筆、計2 筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外2名です。

農地の借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。

申請理由につきましては、砂利採取によるもので、設定期間は許可日から1年間、賃借料は1平方メートル当たり〇〇〇円です。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内の農地であることから原則許可できませんが、農地法施行令第11条第1項第1号により一時的に砂利採取のため使用されるものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準についても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

31ページから32ページ、5番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては、資料9、10ページになります。

転用する農地は、大仙市太田町横沢○○○○○、地目は田、面積○○○○平方メートル外、田2筆、畑1筆、合計面積○○○○平方メートルです。

売買による所有権移転です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 さんです。

申請理由につきましては、譲受け会社は自動車販売業を営んでおりますが、既存の車両置場が手狭になっていることから、隣接地に拡張を計画したものでございます。

売買価格は、1平方メートル当たり〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇〇円です。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は、10~クタール以上の1団の農地の区域内にある第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第35条第5号の規定により、拡張に係る部分の面積が既存の面積の2分の1を超えないことから許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、既存の面積は○○○○平方メートルで、申請面積は○○○○平方メートルです。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断 いたしました。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 案件1番と2番についてお願いします。

伊藤委員

10番、伊藤です。

先日、事務局と確認に現場行きました。 昨年の続きでありまして、何ら問題ありません。 よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

案件3番については、伊藤委員欠席ですので、ありません。

案件4番についてお願いします。

玉井委員

2番、玉井です。

8月27日に現地確認しました。

隣接する住民の方の用地も足りていますので問題ないことを確認しましたのでよろ しくお願いします。

議長

ありがとうございます。

案件5番についてお願いします。

長澤委員

3番、長澤です。

5番について、事務局の説明のとおりでございまして、既存の駐車場、建物に隣接 する場所でございますので、水利等何ら問題ないと見てまいりました。どうかよろし くご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」 を議題とします。

事務局長

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和3年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

すみません、これを少し補足説明をいたします。

本案件は、2へクタールを超え4へクタールまでの転用案件で、県知事許可になることから、農業委員会の意見を付して県へ送付するために審議をお願いするものですので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明を求めます。

参与

33ページから37ページ、1番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては資料11、12ページになります。

所有権移転の案件です。

転用する農地は、花館○○○○○、地目が田、○○○○○平方メートル外、田29筆、合計、田30筆、面積○○○○○○平方メートルです。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇外11名です。

申請理由につきましては、申請地は大曲駅、国道13号に近く、住環境に優れていることから需要が見込まれると判断し、特定建築条件付土地として宅地分譲を計画したものであります。

売買価格については、1平方メートル当たり〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円です。 事業概要につきましては、造成する区画数が89区画、事業費は用地取得費、造成区域等含めまして総額〇〇円です。全額金融機関からの融資見込みとなっています。

日程的には、来年8月までに造成工事を終えて、その後分譲を開始したいということで伺っております。

許可基準における立地基準につきましては、大曲から1キロメートル以内の申請地南側部分が宅地 化が進んでいることから、第2種農地と判断され、農地法施行規則第45条による許可要件を満たし ているものと考えられます。

また、申請地北側の転用面積の約3割の部分につきましては10ヘクタール以上の1団の農地の一部であることから第1種農地と判断され、施行規則第36条による許可要件を満たしているものと考えられます。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断 いたしました。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 案件1番についてお願いします。

三浦委員

5番の三浦です。

昨日、推進委員の佐藤洋悦さんと共に現地に行ってまいりました。

面積が面積ですので、これ、先ほど局長からの説明があったとおり、県知事許可ということになっておるようです。

申請された土地は、事務局の説明したとおり、1種農地と2種農地とまたがっておりますけれども、先ほど事務局が説明したとおり許可の要件になっておるそうです。

あと、土地改良区とのいろんな話合い等もありまして、西側のほうの排水路につきましては、新たに施工するとのことです。新しい排水路を設置するということで、話合いができておるようです。

そんな感じですので、どうかひとつよろしくお願いします。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。質疑ございませんか。 渡邊委員。

渡邊委員

たしか、これ、市役所で説明したときに申し上げましたが、再度申し上げたいと思いますけれども、地図をご覧になって分かるとおり、大曲駅より東方向に進みパワーのところの信号のところまで行くわけですが、その先にトラックターミナルというのがあって、そこまでの道路が整備はされています。今、この計画図のかぎ括弧のよう

な状態になっているところに8メーター道路がありますけれども、これだけの大所帯が今後造成されるといった場合に、実は、国道、バイパスは、片側よりしか出入りができない状況になっているわけです。

これは、市としても今後の道路の整備状況といったものを勘案しなければならない 事態になると思います。

そこで、当委員会としては、どうかこのパワーのところの十字路より先の方位の整備をしっかりと計画をしてほしい旨の条件といいますか要望といいますか、そういったものを附帯して県に言ってやってはどうなのかというふうに思います。

事務局長

そうしますと、この場で8メーター道路でつなぐという形で、農業委員会総会としての意見としそれを付すという形で、この場でご審議いただいて、皆さんそれでよろしいということであれば、そういうふうに意見を付してというか、市の建設部局のほうに申入れを行いたいというふうに考えますが、総会で意見集約していただければということになりますが、その辺はよろしいでしょうか。

渡邊委員

再度皆さん方にも知ってもらいたいなといいますか、トラックターミナルがパワー の東側にあって、その道路が、実はその先がないわけです。

この図面、開発図面の言わば「申請地」と大きく書いてある字の辺りのほうに道路がないわけです。言わばこの道路の右側のほう、図面見ると右側のほうにずっと大きな道路を、これからこの土地はどんどん開発行為に巻き込まれる地域と私は判断します。

ですので、その8メーター道路にぴょんと付けるといった意味ではなく、この十字路よりトラックターミナルのところを突っ切って田んぼのほうに向かうような、広義ないわゆる幅広の12メートル以上、15メートルあるのでもいい、そういった大きな道路をやっぱり計画をしなければ、後々、防火体制だとかあるいは救護関係、災害関係とかそういったものを考えた場合には、ここの場合は、異常事態が生じる可能性があるということを、私、指摘したいと思います。

そういった計画を、こんな大きな大所帯の計画をする場合には、やっぱりまず市が 先んじて一般の道路をつくっていく。そうしてから宅地造成等々について許可してい く、そうすれば、言わば開発行為をどんどんしていって住宅が増えてくれば、それは また市の発展にもつながってくるということですので、そういったことを踏まえて、 私申し上げているということですので、どうかその辺ご理解を願いたいなと思います。 今、かぎ括弧の8メートルにちょっと付きましたと。そんな問題ではないので、そ こら辺のところをどうかご理解願いたいなと思います。

議長

私のほうから。このことについて、会議のほうに出ましたけれども、その道路の問題、やっぱり市のほうでも市長のほうでもいろいろこれから検討しなきゃいけないということで、このトラックターミナルのほうと、あと共済組合のほうの道路、あそこら辺を拡張してやれればなという。これから、もっともっとここら辺住宅増えてくるそうなので、何とかして道路のほうはスムーズに行けるようにやっていきたいという市と市長の考えのようでした。

渡邊委員

確認してほしい。

事務局長

はい、分かりました。

議長

ほかに質疑ありませんか。 (「ありません」の声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり許可相当と決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可相当として知事に送付することに 決定いたしました。

議長

次に、議案第5号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回 について」を議題とします。

事務局長

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計 画の撤回について意見を求める。

令和3年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷清悦

ここで、すみません、撤回について少しご説明をいたします。

参与

議案書38ページから41ページです。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回の概要についてご説明いたします。

今回の農用地利用集積計画の撤回につきましては、農地中間管理機構を使った圃場整備事業の実施 に伴うものです。

事業の採択要件の1つとして、事業区域内全ての農地に15年以上の農地中間管理事業による利用権を設定することが必要となります。

そのため、既に10年の中間契約を結んでいる農地については、設定期間を15年以上にする手続が必要です。

お配りしているA3版の農地中間管理機構関連農地整備事業の事務手順をご覧ください。

具体的には、平成29年9月25日の改正土地改良法施行以前に契約されたものと以後に契約されたもので、契約期間の延長方法が異なります。

平成29年9月以後に契約されたものについては、契約期間を15年以上に延長する手続のみで事業採択要件を満たしますが、平成29年9月以前に契約されたものについては、撤回案件として総会議決後、新たに設定期間が15年以上の中間契約が必要です。

なぜ合意解約ではなく撤回なのかについてですが、事務手順の下のほうの重要と下の太枠で囲まれているところをご覧ください。

過去に経営転換協力金をもらった方が、一時的にでも合意解約すると協力金の返還対象となりますが、中間管理機構を使った圃場整備の法律が後からできたため、延長に伴う一時解約は撤回という方法で経営転換協力金の返還対象にしたい目的からこのたびの案件となったものです。

要は、平成26年から中間の貸し借りが始まりましたが、平成29年に改正土地改良法により圃場整備の要件ができたため、それ以前に契約している方々の経営転換協力金を戻さないようにするための一時解約としての言葉が撤回という言葉に変わっていました。

これは、協力金を戻さないで圃場整備に加わるようにできるようにするための、農水省の苦肉の策でございますので、これ以後、圃場整備に係る土地で、平成29年9月以前にもう中間で出している農地がある場合は、この撤回の案件が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

議長

議案第5号、案件1番ですが、この件に関しては、会議規則第28条の規定により、本議案の当事者○○○○が案件終了まで退席します。代わりに、議長として議事の進行は菅原会長職務代理者にお願いいたします。

(〇〇〇〇 退席)

議長

それでは、暫定の間、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

議案第5号、案件1番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

参与

それでは、議案書38ページ、1番をご覧ください。

農用地利用集積計画を撤回する農地は、大仙市太田町国見〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇平方メートルです。

撤回する農地の貸手は、○○○○○○○○○○、○○○○さん、64歳。

受け手は、秋田市山王四丁目1番2号、公益社団法人、秋田県農業公社です。

理由といたしましては、太田地域の新興地区で実施予定の圃場整備事業により、新たに15年以上の中間管理事業契約を締結する必要があるため、先ほどご説明しましたとおり、平成29年9月以前に契約されている中間管理事業による契約について、農用地利用集積計画を撤回するものです。

なお、本議案につきまして議決をいただきました後、次の議案第6号において、新規の一括方式と してほか案件と合わせて上程させていただく予定です。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

22番。

足達委員

22番の足達です。

説明で、1番はこれ太田の圃場整備という、あとほかは、協和圃場整備で別の地区かなと思いますけれども、先ほどの説明で、撤回の場合は、中間管理機構との契約で15年以上という話も出ていまして、それから地区内では10年と。今回、ここの期間の10年2か月というのは、これどういうことでしょうか。

事務局

ここに書かれている期間というのは、現在、29年9月以前に契約された際の設定期間となっておりますので、当時やは910年2か月ですとか10年1か月ですとかで設定されている既存の設定期間となってございます。

足達委員

そうすると、再契約といいますかそのときは15年ということになるんですか。

事務局

そうでございます。

ただ、その地区によって、きっかり15年でなきゃならないというわけではありません。この後、議案第6号にも出てくるんですけれども、新興地区については18年何か月だとか、協和の圃場整備地区、西台地区といいますけれども。そこについては20年という設定期間になっております。

なぜ15年きっちりではないかというと、採択時に15年以上の期間を満たしているというのも要件になってございまして、国のとか県の予算の措置具合によってずれたときに、余裕を持ったために15年でなくなっているということでございます。

以上です。

足達委員

分かりました。ありがとうございました。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

議長

なければ、これより採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案は原案のとおり撤回することに決定しました。 本案件が終了しましたので、○○○○を復帰させ、議長を交代いたします。 ありがとうございました。

(〇〇〇 入場)

議長

次に、議案第5号の案件2番から34番までを議題とします。 事務局の説明を求めます。

参与

議案書38ページから41ページ、2番から34番をご覧ください。

その他の撤回案件につきましては、総括的な説明とさせていただきます。

農用地利用集積計画を撤回する農地は、大仙市協和中淀川〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル外、田189筆、畑7筆、計田190筆、畑7筆、合計面積が〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

撤回する農地の貸手は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、81歳外32名で、受け手は全て、秋田市山王四丁目1番2号、公益社団法人秋田県農業公社です。

理由といたしまして、協和の西台地区と太田の新興地区で実施予定の圃場整備事業により、新たに 15年以上の中間管理事業による契約を締結する必要があるため、先ほど説明したとおり、平成29 年9月以前に契約されている農地中間管理事業において、農用地利用集積計画を撤回するものです。

内訳といたしまして、2番から19番の協和地区、協和地域西台地区につきましては、田76筆、畑7筆、計83筆、20から34番の太田地域新興地区につきましては、田114筆、畑1筆となっております。

なお、本議案につきまして、議決をいただきました後、次の議案 6 号において新規の一括方式として上程させていただく予定でございます。

議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり撤回することに決定しました。

議長

次に、議案第6号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認 について」を議題とします。

事務局長

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計 画の決定について意見を求める。 令和3年9月8日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

議案第6号の案件13番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により 〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

55ページから57ページの13番について説明いたします。

農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。

55ページをご覧ください。

利用権を設定する農地は、大仙市内小友〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇〇平方メートル外、田27筆、畑1筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。

秋田市山王四丁目1番2号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。

申請理由といたしまして、〇さんが個人で所有している農地を、自身が代表を務める法人に貸し付けるものです。ただいま説明いたしました13番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

ここで暫時休憩します。11時5分まで。

(午前10時54分 休憩)

議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時7分 再開)

議長

次に、議案第6号、案件41番ですが、この件に関しては、会議規則第28条の規定により、本議案の当事者○○○○が案件終了まで退席します。代わりに議長として議事の進行は菅原会長職務代理者にお願いいたします。

(〇〇〇〇 退席)

議長

それでは、再度暫定の間、議長を務めさせていただきます。

議案第6号、案件41番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

参与

75ページ、41番を説明いたします。

農地中間管理機構を活用した一括方式によるもので、撤回に伴う期間延長の再設定でございます。 利用権を設定する農地は、大仙市太田町国見○○○○○、地目は田、面積○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、64歳です。

設定期間は18年7か月、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇円となっております。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。 よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

議長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

ありがとうございます。

ないようですので、これより採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。 案件が終了しましたので、〇〇〇〇を復帰させ、議長を交代いたします。 ありがとうございました。

(〇〇〇〇 入場)

議長

次に、議案第6号の案件42番から68番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、 〇委員の退席を求めます。

(○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

75ページ、42番から91ページ、68番を一括で説明させていただきます。

利用権を設定する農地は、大仙市太田町斉内〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田129筆、畑3筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

農地中間管理機構を活用した一括方式によるもので、42番から54番までが賃貸に伴う期間延長の再設定となり、55番から68番までが新規の賃貸借権の設定でございます。

利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん外26名。

また、68番も以前から契約していた内容と同じ契約内容となってございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。 よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

○○番、○委員の入場を求めます。

(○委員 入場)

議長 次に、議案第6号の案件1番から12番及び69番から133番までを議題としま

す。

議長事務局の説明を求めます。

参与

42ページの2番をご覧ください。

所有権を移転する農用地は、大仙市神宮寺〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇〇平方メートル外、畑1筆、田6筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、39歳。

売買価格は、10アール当たり〇〇〇〇〇〇円で、総額〇〇〇〇〇〇円です。

申出理由といたしまして、○○○○さんは亡き祖父から農地を相続しましたが、自らは耕作できないことから農地の処分を希望しました。数年耕作していない農地で圃場状態が悪いため、引き受ける方がなかなか見つからず、○○○○○が○○さんにお願いしてこのたびの売買が成立しました。

売買価格が著しく低い理由は、申請農地が荒廃状態であるため再生に時間とお金がかかることを考慮したものです。

44ページ、4番を説明いたします。

所有権を移転する農地は、大仙市大沢郷宿〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇平方メートル外、田14筆、畑3筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

当該農地は、牛舎周辺にある農地で、採草放牧地として使用されております。売買価格は、総額で○○○○円。10アール当たりに割り替えしますと約○○○○○○円です。

57ページ14番から74ページ40番と、92ページ69番から145ページ133番までをご説明いたします。

全て農地中間管理機構を利用した新規の利用権設定です。

57ページ、14番です。

利用権を設定する農地は、大仙市協和中淀川〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田14筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外91名。

総計92件、田610筆、畑18筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

設定期間は、通常の中間管理権設定10年、圃場整備関連事業によるものは18年以上が設定されております。

14番から40番までの申請理由といたしましては、当該農地は農地中間管理事業の事業要件によって西台地区にある農地を一括して、はちまんの里に貸し付けるものとなります。

その他、1件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第6号につきましては、ただいま説明いたしました67件のほかに、所有権移転5件、賃貸借権設定の更新5件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、田では10アール当たり○○○円から○○○円と幅がございます。これは、圃場の条件及び契約者双方の意向、並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について事務局より報告願います。

事務局長

報告第1号 農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これ を報告する。

令和3年9月8日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局より報告願います。

参与

146ページをご覧ください。

記載の5法人からの報告がありました。

順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。 詳細につきましては、147ページから162ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長

以上、報告といたします。

議長

これで本日の日程は全て終了しました。そのほか、事務局から何かございませんか。

事務局長

すみません、私から1つご報告させていただきます。

先ほど、開会の業務報告のところで少し触れましたけれども、現在推進委員の大曲 2番の地区が欠員となっており、9月30日まで市のホームページで公募をいたしております。

この後、応募者につきまして評価委員会を開催し、決定の上、次回の10月総会に議案として上程したいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

議長

皆さんのほうから何かありませんか。

佐藤委員。

佐藤委員

12番、佐藤です。

私事でございますけれども、先般、私のおやじの葬儀に当たりまして、委員会で皆様から過分なる御香典頂戴いたしましたことを、この場をお借りしまして厚く御礼を

申し上げます。

どうもありがとうございました。

議長

渡邊委員。

渡邊委員

先ほど、局長からの報告がありましたのは、うちのほうの大曲担当の伊藤徳則さんが10日に、本当に誰も予想しない元気な人間が、心筋梗塞でぽっと亡くなってしまいました。誠に残念でなりませんでした。

葬儀に当たっては、当委員会、委員あるいは推進委員の方々にたくさんのご香典をいただいたこと、家族に代わって私から御礼を申し上げます。

さて、もう一つなんですが、この推進委員の公募についてでありますが、実は私ども、大曲地区の大曲ということで、これまで私のほか2人の推進委員の方々ら頑張ってもらっていました

まさか、この案件の多い、申し訳ありませんが、他地区よりは相当の案件の多い大曲地区です、空白にするわけにはまいりませんので、早速人選に当たらせていただきました。

ようやっと、推薦になって了解を得てたった今、局長のもとに候補の書類を記入し 提出しております。これまで兼業としてやってきた方でありますけれども、今回の件 を踏まえて、仕事を辞めて、これまでの会社勤めを辞めてこの農業委員、並びに推進 委員の活動に頑張るという返事をもらいました。

どうか10月の総会の皆様のご理解とご了承、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長

ほかにありませんか。

なければ私のほうからお願いですけれども、秋田県農業会議政治連盟の寄附金ということで、また毎年ですけれどもお願いが行っていると思います。

コロナの関係で本当に昨年も県内での活動しかできませんでしたけれども、皆さん のご理解をいただき何とか寄附金のほう今年もどうかよろしくお願いいたします。

ということでどうかお願いします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ないようですので、以上をもちまして第16回大仙市農業委員総会を閉会します。 本日はご苦労さんでした。

(午前11時30分 閉会)